

申告書記載手順

①住所・氏名・電話番号・個人番号等の記入

②「1 収入金額等」欄への記入

令和3年中の収入金額を記入してください。各収入の内容については、表1を参照してください。
 ※給与・賃金収入がある場合、その収入金額を「カ欄」に記入してください。
 ※公的年金等収入がある場合、源泉徴収票をもとに年間の公的年金等収入合計額を「キ欄」に記入してください。
 ※営業等・農業・不動産の収入がある人は、別途「収支内訳書」を作成してください。

表1 各所得の説明

事業	ア 営業等	飲食業・小売業・サービス業(自営業等)や保険外交員等の事業から生じる所得。建設業の一人親方所得はこの欄に該当
	イ 農業	農産物の生産・栽培・家畜類の育成等の事業から生じる所得
ウ 不動産	土地・家屋・アパートの部屋等を貸して得た地代・家賃	
	エ 利子	預貯金の利子等(所得税・住民税が源泉徴収されている場合は申告不可)
オ 配当	株式や出資金の配当金、剰余金の分配等による所得	
カ 給与	勤務先から受ける給料、賃金、賞与等の所得(日雇、パート、アルバイトの収入含む)	源泉徴収票・支払証明書がない場合、裏面の6で年間収入を計算
	キ 公的年金等	国民年金・厚生年金・共済年金・農業者年金等
雑 ク 業務 ケ その他	原稿料、講演料などの副収入による所得	
	生命保険の年金などの上記以外のものによる所得	
総合譲渡シ	短期	ゴルフ会員権や機械など、土地・建物・株式以外の資産の売却代金
	長期	一時所得

③「2 所得金額」欄への記入

各収入金額をもとに所得金額の計算および記入をしてください。
 ※各所得については、表2を参照してください。

表2 各所得の計算方法

総合所得	① 営業等	収入から経費を差引いた金額	合計額
	② 農業	※別途「収支内訳書」を作成し、所得を算出	
	③ 不動産	※併せて裏面の7にその明細を記載	
	④ 利子	必要経費が認められないため、収入金額がそのまま所得金額	
	⑤ 配当	収入金額 - 必要経費 ※裏面の8にその明細を記載	
	⑥ 給与	表3により算出した金額	
雑	公的年金等 業務・ その他	表4により算出した金額 明細書等に記載がある収入から経費を差引いた金額 ※裏面の9にその明細を記載	合計額
	⑪ 長期・一時	支払明細書等により (収入-必要経費-50万円)×1/2	
総合所得	短期	支払明細書等により (収入-必要経費-50万円) ※50万円の特別控除は、短期・長期の両方がある場合、短期から控除	

表3 給与収入金額から給与所得を求める算式

給与の収入金額(A)	給与所得金額
～ 550,999円	0円
551,000円 ～ 1,618,999円	A - 550,000円
1,619,000円 ～ 1,619,999円	1,069,000円
1,620,000円 ～ 1,621,999円	1,070,000円
1,622,000円 ～ 1,623,999円	1,072,000円
1,624,000円 ～ 1,627,999円	1,074,000円
1,628,000円 ～ 1,799,999円	A ÷ 4 = B
1,800,000円 ～ 3,599,999円	※千円未満切捨
3,600,000円 ～ 6,599,999円	B × 2.4 + 100,000円
6,600,000円 ～ 8,499,999円	B × 2.8 - 80,000円
8,500,000円 ～	B × 3.2 - 440,000円
	A × 0.9 - 1,100,000円
	A - 1,950,000円

※1あなたの給与等の収入金額が850万円を超え、あなた、同一生計配偶者もしくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合、または23歳未満の扶養親族がいる場合、下記の算式により計算した金額を給与所得から差し引きます。

(給与等の収入金額(最高1,000万円) - 8,500,000) × 0.1

※2あなたに給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得と公的年金等の雑所得の合計額が10万円を超える場合、下記の算式により計算した金額を給与所得から差し引きます。

給与所得額(最高10万円) + 公的年金等の雑所得額(最高10万円) - 10万円

表4 公的年金等の収入から所得を求める算式

公的年金等の収入金額(A)	公的年金等の雑所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
130万円以下	A - 600,000円	A - 500,000円	A - 400,000円
130万円超410万円以下	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円
410万円超770万円以下	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円
770万円超1,000万円以下	A × 0.95 - 1,455,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円
1,000万円超	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円
◇65歳以上(昭和32年1月1日以前生)			
公的年金等の収入金額(A)	公的年金等の雑所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超2,000万円以下	2,000万円超
330万円以下	A - 1,100,000円	A - 1,000,000円	A - 900,000円
330万円超410万円以下	A × 0.75 - 275,000円	A × 0.75 - 175,000円	A × 0.75 - 75,000円
410万円超770万円以下	A × 0.85 - 685,000円	A × 0.85 - 585,000円	A × 0.85 - 485,000円
770万円超1,000万円以下	A × 0.95 - 1,455,000円	A × 0.95 - 1,355,000円	A × 0.95 - 1,255,000円
1,000万円超	A - 1,955,000円	A - 1,855,000円	A - 1,755,000円

令和4年度 町民税・県民税申告書



日野町長様

年 月 日提出

町コード	世帯番号	整理番号
1 2 3	0 0 0 1 2 3 4	0 1 2 3 4 5 6 7
現住所 日野町河原一丁目1番地		
1月1日現在の住所	同上	
フリガナ	ヒノ タロウ	生年月日
氏名	日野 太郎	
個人番号	0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0	明・大 ⑩平 30年 9月 13日
世帯主氏名	続柄	電話番号
日野 太郎	本人	52-×××××
		()

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類		支払った保険料	
	国民健康保険税		100,000円	
	国民年金		170,000円	
	合計		270,000円	
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計		旧生命保険料の計	
	14,000円		31,000円	
	新個人年金保険料の計		旧個人年金保険料の計	
	120,000円			
介護医療保険料の計		9,000円		
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計		旧長期損害保険料の計	
	119,700円		19,000円	
⑰～⑲ 寡婦控除 妻の氏名 ひらねこ 氏名 日野 太郎	⑰ 寡婦控除		⑱ 勤労学生控除	
	⑳ 障害者控除		障害の程度 3	
	障害者の氏名		障害の程度	
⑳～㉓ 配偶者控除 配偶者の氏名 日野 花子	配偶者の氏名		配偶者の合計所得金額	
	0円			
㉔ 扶養控除 氏名 日野 一郎	氏名		氏名	
	生年月日		生年月日	
㉕ 雑損控除 損害の原因 損害の金額	生年月日		同居/別居の区分	
	11年 3月 25日		同居	
㉖ 医療費控除 支払った医療費等	生年月日		同居/別居	
	平 年 月 日		同居	
㉗ 雑損控除	生年月日		同居/別居	
	平 年 月 日		同居	
個人番号		控除額		
45万円		450,000円		

1-6 控除未対の象扶外親族	日野 次郎	平令 20年 3月 25日	同居	子
	個人番号	9 8 7 6 5 4 3 2 1 0 9 8	同居	
	個人番号	平 年 月 日	同居	
	個人番号	平 年 月 日	同居	
別居の扶養親族等がいる場合には、裏面「12」に氏名及び住所を記入してください。		扶養控除額の合計		450,000

⑳ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害の金額	年 月 日	差引損失額のうち災害関連支出の金額
㉑ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補てんされる金額	
	480,000円	350,000円	

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和4年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の町民税・県民税の納税方法
 給与から差引き(特別徴収) 自分で納付(普通徴収)

1 収入金額等	事業等	ア	円	
	業農	業イ	1,450,000	
	不動産	ウ		
	利子	エ		
	配当	オ	2,000,000	
	雑	公的年金等	キ	1,500,000
		業務	ク	
	その他	ケ		
	総合譲渡	短長期	コ	
	一時	シ		
	2 所得金額	事業等	①	円
		業農	業②	380,000
		不動産	③	
		利子	④	
配当		⑤		
給与		⑥	1,220,000	
雑		公的年金等	⑦	400,000
		業務	⑧	
		その他	⑨	
合計		(⑦+⑧+⑨)	⑩	
総合譲渡・一時	⑪			
合計	⑫	2,000,000		
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	270,000円	
	小規模企業共済等掛金控除	⑭		
	生命保険料控除	⑮	70,000	
	地震保険料控除	⑯	25,000	
	寡婦、ひとり親控除 勤労学生、障害者控除	⑰～ ⑳	260,000	
	配偶者(特別)控除	㉑～ ㉒	330,000	
	扶養控除	㉓	450,000	
基礎控除	㉔	430,000		
⑬から㉔までの計	㉕	1,835,000		
雑損控除	㉖			
医療費控除	区分	㉗	30,000	
合計	(㉕+㉖+㉗)	㉘	1,865,000	
給与・年報・確申	データあり	点検	入力	相談

○医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)の適用を選択される際には、「医療費控除」欄の「区分」に「1」と記入してください。

④「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」欄への記入

表5を参考にして必要事項を記入してください。

表5 「3所得から差し引かれる金額に関する事項」の説明

⑬ 社会保険料控除	前年中にあなたや親族のために負担した社会保険料(国民健康保険税、国民年金保険料など)
⑮ 生命保険料控除	生命保険や介護医療保険または個人年金保険に対し、前年中に支払った金額がある場合、表10により控除額を算出
⑯ 地震保険料控除	地震保険契約や、旧長期損害保険契約(平成18年12月31日までに締結したもの)に対して、前年中に支払った金額がある場合は、表9により控除額を算出
⑰ 寡婦控除	・夫と離婚した後に婚姻しておらず扶養親族を有する方で、⑩のイまたはロに当てはまる場合を除く ・夫と死別した後に婚姻していないまたは夫が生死不明の方で、⑩のイまたはロに当てはまる場合を除く
⑱ ひとり親控除	現に婚姻していないまたは配偶者が生死不明の人で生計を一にする子(総所得金額等が48万円超または他の人の同一生計配偶者もしくは扶養親族とされている方を除く)を有する方で下記イまたはロの場合を除く イ 合計所得金額が500万円を超える ロ 事実婚の状態にある方で一定の場合
⑲ 勤労学生控除	学生のうち、前年中の合計所得が75万円以下(そのうち、給与所得以外が10万円以下)
⑳ 障害者控除	身体障害者手帳(特別障害者は2級以上)や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等が交付されている人など
㉑ 配偶者控除	前年12月31日(死亡された場合は死亡日)現在で生計を一にする合計所得金額が48万円以下の配偶者で、他の人の扶養親族または事業専従者でない人(詳細は表8参照)
㉒ 配偶者特別控除	前年12月31日(死亡された場合は死亡日)現在で生計を一にする合計所得金額が48万円を超え133万円以下の配偶者で、他の人の事業専従者でない人(詳細は表8参照)
㉓ 扶養控除	前年12月31日(死亡された場合は死亡日)現在で生計を一にする合計所得金額が48万円以下である6親等内の血族または3親等内の姻族で、他の人の同一生計配偶者、扶養親族または事業専従者でない人
㉔ 基礎控除	あなたの合計所得金額により控除額が異なります(右表)
㉕ 雑損控除	前年中にあなたや生計を一にする親族(合計所得金額が48万円以下)が災害や盗難により生活用資産などに損害を受けた場合や、白アリ駆除等を行った場合の控除
	① 医療費控除
㉖ 医療費控除	あなたや、あなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために、前年中にあなたが支払った医療費がある場合
①と②の併用はできません。	《総所得金額等が200万円未満の方》 (支払った医療費) - (保険金などで補填される金額) - (総所得金額等×5%) (限度額200万円)
	② 医療費控除の特例(セルフメディケーション税制) 上記①に該当する方で、あなたが前年中に健康増進及び疾病予防のために一定の取組を行っており、かつ、対象医薬品の購入費がある場合 支払った対象医薬品の総額 - 1万2千円 (限度額8万8千円)

⑤「4 所得から差し引かれる金額」欄への記入

表6の計算方法を用いて「4所得から差し引かれる金額」へ計算結果を記入してください。

- ・⑬欄には、3の⑬欄の合計金額を転記してください。
- ・⑮⑯欄には、3の⑮⑯欄に記入した支払保険料について、表9および表10により計算した金額を記入してください。
- ・⑰～⑲欄には、3の⑰～⑲欄に記入した事項について、表6および表8により該当する金額を記入してください。
- ・⑱欄には、表7により3の⑱欄に記入した扶養控除額の合計を転記してください。
- ・⑳㉑欄には、3の⑳㉑欄に記入した金額について、表6により計算した金額を記入してください。
- ・㉓欄には、㉓から㉔までの合計を記入してください

各種控除の計算方法

表6 所得から差し引かれる金額の計算方法

所得から差し引かれる金額	社会保険料控除 小規模企業共済等掛金控除	支払った金額の合計	国民年金保険料については控除証明書の添付が必要
	生命保険料控除	表9・表10より控除額を算出	保険会社の控除証明書が必要
	地震保険料控除	表9・表10より控除額を算出	
	寡婦控除	寡婦:26万円	
	ひとり親控除	ひとり親:30万円	
	勤労学生控除	勤労学生:26万円	
	障害者控除	一般の障害者:26万円 特別障害者:30万円 同居特別障害者:53万円	
	配偶者控除	下記の表8より控除額を算出	
	配偶者特別控除	下記の表8より控除額を算出	
	扶養控除	下記の表7より控除額を算出	
雑損控除	(損害金額－保険等の補てん額)－(総所得金額等の合計額)×10% } いずれか多い金額 災害関連支出金額－5万円	白アリ駆除なら領収書と業者の駆除作業証明書が必要	
医療費控除	(支払った医療費－保険金などで補てんされる金額)－(総所得金額等の合計額の5%または10万円との少ない方) 【限度額200万円】 ※医療費控除の特例(セルフメディケーション税制)を受ける場合、購入費の1万2千円を超える部分 【限度額8万8千円】	医療費控除の明細書の添付が必要	

表7 扶養控除の額

扶養種別	条件	控除額	
年少扶養親族	16歳未満(平成18年1月2日以後生)の扶養親族 ※「16歳未満の扶養親族」欄に氏名、生年月日を記入してください。	—	
一般扶養親族	16歳から18歳(平成15年1月2日から平成18年1月1日)の扶養親族 23歳から69歳(昭和27年1月2日から平成11年1月1日)の扶養親族	33万円	
特定扶養親族	19歳から22歳(平成11年1月2日から平成15年1月1日)の扶養親族	45万円	
老人扶養親族	同居老親等以外	70歳以上(昭和27年1月1日以前生)の扶養親族	38万円
	同居老親等	老人扶養親族のうち、あなたや配偶者の直系尊属で、あなたや配偶者との同居を常としている方	45万円

※前年12月31日(前年中に死亡された人は死亡日)現在で生計を一にする親族の内、合計所得金額が48万円以下(給与収入のみの場合103万円以下)の人を扶養親族とすることができます。

表8 配偶者(特別)控除額

納税者本人の所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	
	配偶者控除	一般 33万円	22万円	11万円
	老人 38万円	26万円	13万円	
配偶者特別控除	所得金額	控除額		
	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
	95万円超 100万円以下	33万円	22万円	11万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

※「老人」とは、70歳以上の方(昭和27年1月1日以前生まれの方)を指します

表9 地震保険料控除額の計算方法

支払った保険料の区分	支払った保険料の金額	地震保険料控除額
支払った保険料が地震保険料だけの場合	～50,000円	支払金額の1/2
	50,001円～	25,000円
支払った保険料が旧長期損害保険料だけの場合	～5,000円	全額
	5,001円～15,000円	(支払保険料)×1/2+2,500円
	15,000円～	10,000円

※支払った保険料が地震保険料と旧長期損害保険料の両方である場合は、上記により求めた金額の合計額が地震保険料控除額となります。ただし、限度額は25,000円です。また、一つの契約が地震保険にも旧長期損害保険にも該当する場合は、どちらか一方の控除額となります。計算結果の控除額を比較した上で、表面に記入をお願いいたします。

表10 生命保険料控除額の計算方法

支払った生命保険料を一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料に区分して各々右の算式により控除額を求めます	平成24年1月1日以後締結分(新契約)		平成23年12月31日以前締結分(旧契約)	
	支払った保険料の金額	生命保険料控除額	支払った保険料の金額	生命保険料控除額
	～12,000円	全額	～15,000円	全額
	12,001円～32,000円	(支払保険料)×1/2+6,000円	15,001円～40,000円	(支払保険料)×1/2+7,500円
	32,001円～56,000円	(支払保険料)×1/4+14,000円	40,001円～70,000円	(支払保険料)×1/4+17,500円
56,001円～	28,000円	70,001円～	35,000円	

※支払った保険料に一般生命保険料、介護医療保険料(平成24年1月1日以降契約締結分)、個人年金保険料がある場合は、上記により求めた個々の金額の合計額が生命保険料控除額となります。ただし、限度額は70,000円です。

※新契約と旧契約の双方で一般生命保険料または個人年金保険料の控除を受ける場合は、新契約、旧契約それぞれ上記表より計算した金額の合計額(上限28,000円)となります。

裏面の記載について

6	給与所得の内訳	源泉徴収票の無い方で、給与明細等の金額や日給・月収から各月の金額を記載してください。	13	事業税に関する事項	「令和3年分 所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き 確定申告書B用」をご確認ください。
7	事業・不動産所得に関する事項	営業等・農業・不動産(表1 ア・イ・ウ)の収入がある方で、収入金額等の明細を記載してください。	14	配当割戻り又は株式譲渡割戻	上場株式の配当所得や株式の譲渡所得などで住民税が源泉徴収されており、税額控除の適用を受ける場合、源泉徴収されている住民税の合計額を記載してください。
8	配当所得に関する事項	配当所得(表1 オ)の収入金額や必要経費等の明細を記載して下さい。	15	寄附金に関する事項	寄附金税額控除(ふるさと納税等)の適用を受ける場合、寄附金額を記載してください。
9	雑所得(公的年金等以外)に関する事項	報酬や個人年金など公的年金等以外の雑所得(表1 クおよびケ)について明細を記載してください。	16	所得金額調整控除に関する事項	あなた、同一生計配偶者もしくは扶養親族のいずれかが特別障害者である場合、または23歳未満の扶養親族がいることで、所得金額調整控除の適用を受けようとする場合、対象者の氏名等を記載してください。なお、その対象者について、表面に記載していただいている場合は、こちらへの記載は必要ありません。
10	総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項	(表1 コ・サ・シ)の所得がある方で、収入金額等の明細を記載してください。	17	その他の参考事項	前年中に所得のない方で、該当する項目に○印等を記載してください。
11	事業専従者に関する事項	事業者の方で、専従者がおられる場合、その方の氏名や専従者給与額等を記載してください。			
12	別居の扶養親族等に関する事項	町外の方を被扶養者とされる際、被扶養者の氏名・住所を記載してください。			